

民法条文解説

民法第 166 条第 1 項（消滅時効の進行等）

本頁では、民法第 166 条第 1 項（消滅時効の進行等）について解説しています。

民法第 166 条第 1 項（消滅時効の進行等）の条文

第 166 条（消滅時効の進行等）

- 消滅時効は、権利を行使することができる時から進行する。
- 前項の規定は、始期付権利又は停止条件付権利の目的物を占有する第三者のために、その占有の開始の時から取得時効が進行することを妨げない。ただし、権利者は、その時効を中断するため、いつでも占有者の承認を求めることができる。